

外務省設置法の一部を改正する法律案
外務省設置法（昭和二十四年法律第百三十五号）の一部を次の
ようにより改正する。

第十二条中「中央連絡協議会」を「在外公館等借入金整
理準備審査会」に改める。
第十四条第一項を次のように改める。

第十四条第一項を次のように改める。

第十七条中「東北連絡調整事務局仙台市」を
「關東連絡調整事務局東京都」に改める。

（足りない箇所は増加する所でなし）

4 3 2 1
附 则
止 この法律は、公布の日から施行する。
止 中央連絡協議会令（昭和二十四年政令第百三十二号）は、院
号 第一出入国の管理に関する政令（昭和二十四年政令第二百九十九
号）の一部を次のように改正する。
出入国管理連絡協議会令（昭和二十四年政令第三百二十六号）

裏面白紙

121

理由

行政機構簡素化のため、中央連絡協議会及び出入国管理連絡協議会を廃止し、及び占領軍民事部機構の改組に伴い、隣東連絡調整事務局を設置する等の必要がある、これがこの法律案を提出する理由である。